

2025年8月8日  
ソニーフィナンシャルグループ株式会社

自己株式の取得枠設定に関するお知らせ  
(会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

ソニーフィナンシャルグループ株式会社（代表執行役 社長 CEO：遠藤 俊英、本社：東京都千代田区、以下「SFGI」）は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第459条第1項及び当社定款第36条の規定に基づき、自己株式の取得枠を設定することを決議しましたので、お知らせいたします。なお、当社は2025年8月8日付で株式分割を実施しており、記載の株式数については当該株式分割を反映しております。

記

1. 自己株式の取得枠設定を行う理由

上場後の当社株式の需給状況に対する影響を緩和すること、また、資本効率の向上を図ることを目的とし、機動的な自己株式取得を可能とするため、取得枠の設定を行います。

2. 取得枠の内容

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	10億株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合：13.99%）
(3) 株式の取得価額の総額	1,000億円（上限）
(4) 取得期間	2025年9月29日～2026年8月8日
(5) 取得方法	① 東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付 ② 自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付

なお、上記の取得枠に基づく自己株式取得は、当社普通株式が東京証券取引所（プライム市場）に上場することを条件として実施します。また、市場環境又は法令、取引所規則等により、一部又は全部の取得が行われられない可能性もあります。

(参考) 2025年8月8日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	7,149,358,214株
自己株式数	0株

以上